

遊佐町ニュータウン青葉台住宅団地分譲地新築補助金交付要綱（案）

（目的）

第 1 条 この要綱は、遊佐町への定住を促進するため、ニュータウン青葉台住宅団地分譲地（以下「分譲地」という。）の販売促進を図り、分譲地を購入し、住宅を建築し、居住した者に対し、遊佐町ニュータウン青葉台住宅団地分譲地新築補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、遊佐町補助金の交付に関する規則（昭和 44 年遊佐町規則第 7 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の対象者）

第 2 条 補助金の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

(1)分譲地を購入した個人

(2)分譲地を購入した日から 5 年以内に分譲地に居住用住宅（居住用床面積 50 平方メートル以上）を建設し、居住した者

(3)遊佐町定住住宅建設支援金の交付を受けていない者

(4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条の各号に規定する暴力団等でない者（同居者がいる場合は同居者を含む）

（補助金の額等）

第 3 条 補助金の額は、当該分譲地購入費に 2 分の 1 を乗じた額（千円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とし、一分譲地につき 1 回限り交付するものとする。

（補助金の交付申請）

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第 2 条第 2 号の住宅に居住した日から 3 月以内に、次に掲げる書類を添えて、遊佐町ニュータウン青葉台住宅団地分譲地新築補助金交付申請書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。

(1)建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定による確認済証（写し）

(2)建築基準法第 7 条第 5 項の規定による検査済証（写し）

(3)遊佐町ニュータウン青葉台住宅団地分譲地新築補助金交付に関する誓約書（様式第 2 号）

(4)申請者の住民票謄本

（補助金の交付決定等）

第 5 条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、遊佐町ニュータウン青葉台住宅団地分譲地新築補助金交

付決定通知書（様式第 3 号）により、申請者に通知する。

（補助金の請求と支払い）

第 6 条 申請者は前条の通知があったときは、遊佐町ニュータウン青葉台住宅団地分譲地新築補助金請求書（様式第 4 号）により町長に請求するものとする。

2 請求を受けた町長は、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第 7 条 町長は、申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定を取消し、補助金の返還を命ずることができる。ただし、特別な事情により町長が認めた場合は、この限りではない。

2 町長は、前項の交付決定の取消しを決定したときは、遊佐町ニュータウン青葉台住宅団地分譲地新築補助金の交付決定の取消し決定通知書（様式第 5 号）により、当該申請者に通知する。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

平成 年度遊佐町ニュータウン青葉台住宅団地分譲地新築補助金交付申請書

平成 年 月 日

遊佐町長 殿

申請者

住 所

氏 名

印

平成 年度遊佐町ニュータウン青葉台住宅団地分譲地新築補助金の交付を受けた
いので、遊佐町ニュータウン青葉台住宅団地分譲地新築補助金交付要綱第5条の規定
に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1. 居住する人数 人
2. 居住世帯員名
3. 転入年月日
4. 転入前住所
5. 交付金額 円
6. 関係書類
 - ・確認済証（写し）
 - ・検査済証（写し）
 - ・別紙誓約書
 - ・住民票謄本

以上

様式第 2 号

遊佐町ニュータウン青葉台住宅団地分譲地新築補助金交付に関する

誓 約 書

遊佐町長 殿

私は、遊佐町の住民として、遊佐町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、自治会に入会し、定住する集落の決まりに則って生活するなど、地域住民と協調して生活することを誓約します。

また、私（同居者がいる場合は同居者を含む）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条の各号に規定する暴力団等でないことを併せて誓約します。

平成 年 月 日

申請者
住 所

氏 名

印

様式第3号（第5条関係）

遊佐町ニュータウン青葉台住宅団地分譲地新築補助金交付決定通知書

平成 年 月 日

申請者

住 所

氏 名

殿

遊佐町長

印

平成 年 月 日に交付申請のあった遊佐町ニュータウン青葉台住宅団地分譲地新築補助金について、下記のとおり交付を決定します。

記

1. 交付金額

円

2. 交付の条件

遊佐町ニュータウン青葉台住宅団地分譲地新築補助金交付要綱に定める事項を遵守すること。

様式第4号（第6条関係）

遊佐町ニュータウン青葉台住宅団地分譲地新築補助金請求書

平成 年 月 日

遊佐町長 殿

申請者

住 所

氏 名

印

平成 年 月 日付けにて交付決定通知のあった遊佐町ニュータウン青葉台住宅団地分譲地新築補助金を交付されるよう請求します。

記

1. 請求額 円

2. 振込先口座

金融機関： 銀行・信用金庫
支店・支所

口座種類： 普通・当座

口座番号：

口座名義人：

様式第 5 号（第 7 条関係）

遊佐町ニュータウン青葉台住宅団地分譲地新築補助金の交付決定の取消し決定通知書

平成 年 月 日

申請者

住 所

氏 名

殿

遊佐町長

印

平成 年 月 日付けにて交付決定の通知をした標記補助金について、下記事由により交付の取消しを決定したので通知します。

記

交付の取消しの事由

返還の額（※交付後の場合）